

## 日本歯内療法学会 研修責任者制度について

日本歯内療法学会  
認定審議会

表題の件につき、2020年11月14日開催の2020年度第2回総会で承認され、研修責任者制度規程が施行されました。

一つでも多くの歯内療法学担当講座（分野）に認定研修施設になっていただき、より多くの方に専門医を取得いただくことを目指しております。

詳細は次頁掲載の「一般社団法人日本歯内療法学会 研修責任者制度規程」をご覧ください。

# 一般社団法人日本歯内療法学会 研修責任者制度規程

## 第1章 総則

- 第1条 一般社団法人日本歯内療法学会（以下「本会」という。）は、一般社団法人日本歯内療法学会定款（以下「定款」という。）第2条第4項に基づき、的確な歯内療法の実践・指導が可能な歯科医師を認定するために、一般社団法人日本歯内療法学会研修責任者制度規程（以下「本規程」という。）を定める。
- 第2条 本規程は、歯内療法学の専門的知識及び臨床技能・経験を有する歯科医師により、歯内療法の高度な水準の維持と向上を図り、社会的期待に応えることを目的とする。
- 第3条 本規程は、認定研修施設において指導医が不在の場合のみ適用できる。

## 第2章 研修責任者申請者の資格

- 第4条 研修責任者の資格を申請できる者は、次の項目を満たすことを必要とする。
- 1) 歯科医師の免許を有すること。
  - 2) 申請時において歯内療法治療に従事していること。
  - 3) 歯科大学および歯学部の歯内療法にかかわる教授、または歯内療法にかかわる指導責任者であること。なお、歯内療法にかかわる指導責任者の場合は、講座教授の推薦があること。
  - 4) 規程第5条の研修責任者申請の研修内容を満たすこと。
  - 5) 原則として日本歯科医師会会員あるいは日本歯科医師会準会員であること。
  - 6) 本会会員で、申請当該年度までの年会費支払を完了していること。
  - 7) 本会認定カリキュラムに基づく研修を指導できること。
  - 8) 診療室に手術用顕微鏡を有していること。

## 第3章 研修責任者申請者の研修

- 第5条 研修責任者申請者の研修は、指導医制度規程第4条に準ずる。

## 第4章 資格申請及び登録

- 第6条 研修責任者の資格を得ようとする者は、所定の申請書類に研修責任者審査料を添えて本会に提出しなければならない。
- 第7条 認定審議会において研修責任者審査に合格した者は、所定の申請書類に認定審議会発行の証明書及び登録料を添えて、研修責任者登録申請を行わなければならない。
- 2 本会は、前項の申請に基づき学会研修責任者として登録を行い、認定証を交付するとともに日本歯内療法学会雑誌並びに社員総会において報告する。

## 第5章 資格の更新

- 第8条 研修責任者は、5年ごとに、所定の申請書類に更新手数料を添えて資格の更新を行わなければならない。
- 第9条 研修責任者の資格更新に当たっては、認定期間5年の間に、指導医制度規程細則第3条に準ずる研修を必要とする。

第 10 条 歯内療法にかかわる指導責任者の場合は、講座教授の推薦を必要とする。

#### 第 6 章 資格の喪失

第 11 条 研修責任者は、次の項目の一に該当するとき、認定審議会の議を経て、その資格を失う。

- 1) 本人が、資格の辞退を申し出たとき。
- 2) 歯科医師の資格を喪失したとき。
- 3) 本規程第 4 条 3) に該当しなくなったとき。
- 4) 研修責任者の更新の手続きを行わなかったとき。
- 5) 認定審議会が、研修責任者として不相当と認めたとき。

第 12 条 研修責任者の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び研修責任者の資格を申請することができるものとする。

#### 第 7 章 補 則

第 13 条 認定審議会の決定に関し、異議のある者は、本会理事長に申し立てることができる。本会理事長は、異議の内容を検討して、却下若しくは再審査を認定審議会に指示することができる。

第 14 条 本規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 15 条 本規程第 6 条、第 7 条及び第 8 条に定める手数料は、次の通りとする。

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1) 研修責任者審査料   | 20,000 円 |
| 2) 研修責任者登録料   | 15,000 円 |
| 3) 研修責任者更新審査料 | 15,000 円 |
| 4) 研修責任者更新登録料 | 10,000 円 |

第 16 条 本規程の改廃については、理事会並びに社員総会の承認を必要とする。

#### 附 則

1 本規程は、2020 年 11 月 14 日から施行する。